

○町田義昭議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)

○蒲生光男厚生常任委員長 おはようございます。

平成23年第2回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案3件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月10日に開催し、委員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第16号 長井市長寿祝金支給に関する条例の設定について申し上げます。

本案は、長井市に居住する高齢者の長寿を祝福するとともに、家族の労をねぎらい、高齢者の福祉向上と敬老思想の高揚を図るため提案されたものであります。

審査に際し、福祉事務所長からは、本市の住民として10年以上登録または記録されている者で毎年1月1日現在において数え年100歳の者に対し長寿祝い金5万円を支給する。支給時期までに死亡したときは、その葬祭を行った親族で本市の住民として記録または登録されている者に対し弔慰金を支給する。財政事情からやむを得ず廃止した条例であったが、財政がある程度回復し、気持ちだけでも差し上げたいことから長寿祝い金を支給できるように提案するものである。また、この復活は、地区長会の要望でもあり、新年度からは全体的な事業を見直し、できるところから平成18年度並みに戻す考え方を持っているとの説明を受けたところでありませぬ。

質疑に入り、委員からは、弔慰金の支給対象者は具体的にだれになるのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、市内在住の喪主と考えて

いるとの答弁を受けたところでありませぬ。

また、委員からは、特別養護老人ホームなど市外から住所を移して施設に入所されている人は支給対象となるのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、10年以上市民であれば対象となるとの答弁を受けたところでありませぬ。

討論に入り、委員からは、平成20年3月に長寿祝金支給条例が廃止されたが、制度そのものを否定したのではなく、その当時の財政事情を反映したものと思っている。一たん廃止した条例を新たに設定することについては違和感もあるが、福祉の向上と敬老思想の高揚に寄与したいと思う気持ちが反映されたもので、我々が議会の中でいろいろ議論してきた気持ちとある面では一緒であると思うことから、本案に賛成であるとの意見が出されたところでありませぬ。

また、委員からは、廃止したときの事情がいかなる事情であってもそのまま復活するような提案はあり得ないと思う。現在の高齢化や施設利用等を考えた場合、10年以上市民であることと限定することも納得できないため、本案に反対であるとの意見が出されたところでありませぬ。

採決の結果、本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、公簿及び公図の写しの交付手数料を定め、証明する旨の記載を要しない写しの交付請求に対応するため提案されたものであります。

審査に際し、市民課長からは、今回の改正は情報の写しの大量請求や営利目的の請求に対して一定の歯どめをかけることが目的であり、本条例において証明の要らない場合の交付を定めること等で対応することとしたいとの説明を受けたところでありませぬ。

質疑に入り、委員からは、個人の営利目的でない場合の手数はこれまでどおり10円となるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、個人

的に必要なものも営利目的で必要なものもすべて400円となるとの答弁を受けたところであり  
ます。

また、委員からは、今回の条例改正によって  
公図の写し等は情報公開条例の対象から外れる  
ということかとの質疑がなされ、市民課長から  
は、そのとおりであるとの答弁を受けたところ  
であります。

さらに委員からは、公図の写しとはどのよう  
なものかとの質疑がなされ、市民課補佐からは、  
一般的に字切り図を公図の写しと言っている  
との答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のと  
おり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 長井市国民健康保険条  
例の一部を改正する条例の制定について申し上  
げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正す  
る政令の施行に伴い、所要の改正を行うため提  
案されたものであります。

審査に際し、市民課長からは、出産育児一時  
金を38万円ではなく42万円とすることについて、  
平成21年10月から平成23年3月までの経過措置  
として適用してきたが、4月1日以降は経過措  
置ではなく、42万円とするとの説明を受けたと  
ころであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のと  
おり可決すべきものと決定いたしました。

以上で厚生常任委員会に付託になりました案  
件審査の報告を終わります。

○町田義昭議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませ  
んか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終  
結いたします。

それでは、日程第10、議案第16号 長井市  
長寿祝金支給に関する条例の設定についてから、

日程第12、議案第26号 長井市国民健康保  
険条例の一部を改正する条例の制定について  
までの3件について、討論の通告がありません  
ので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第10、議案第16号 長井市長  
寿祝金支給に関する条例の設定についての1  
件について、厚生委員長の報告は、原案可  
決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の  
議員の起立を求めます。

(起立多数)

○町田義昭議長 起立多数であります。

よって、議案第16号は、厚生委員長報  
告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第23号 長井市  
手数料条例の一部を改正する条例の制定に  
ついての1件について、厚生委員長の報告  
は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異  
議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認め  
ます。

よって、議案第23号は、厚生委員  
長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第12、議案第26号 長井  
市国民健康保険条例の一部を改正する  
条例の制定についての1件について、  
厚生委員長の報告は、原案可決  
であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご  
異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認  
めます。

よって、議案第26号は、厚生委員  
長報告のとおり決定いたしました。

## 産業・建設常任委員会審査報告